

蜜蜂飼育者 各位

山形県農林水産部長
(公印省略)

令和4年次蜜蜂飼育届について

本県の養蜂振興につきまして、日ごろより御協力いただき感謝申し上げます。

さて、養蜂振興法第3条第1項の規定により、蜜蜂の飼育者(日本蜜蜂・西洋蜜蜂を問わず、1群以上飼育している方)は県知事に対して飼育届を提出することとされております。

つきましては、下記により提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出書類

(1) 蜜蜂飼育届(1部)

※新規の転飼場所がある場合は、申請場所を示す赤丸印を記入した5万分の1の地図かこれに準じる図面を添付すること。

(2) 蜂場土地使用承諾書(蜂場毎に1部)

※蜂場が国有林等の場合は、所轄官公署の発行する貸与承諾書を提出すること。

2 提出期限:令和4年1月 31 日(月)必着

3 提出先(問合せ先)

村山地域	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 023(621)8145
最上地域	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0233(29)1318
置賜地域	〒992-0012 米沢市金地 7-1-50 置賜総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0238(26)6053
庄内地域	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 庄内総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0235(66)5495

4 その他

蜜蜂飼育届は、蜂場使用の権利を保障するものではありません。蜜源に対し周囲の蜂群数が過剰と認められる場合、山形県蜜蜂転飼調整方針に基づき、蜂群調整を行います。このため、令和4年1月 31 日まで受付された蜜蜂飼育届の情報を基に調整会議(令和4年3月上旬予定)を開催し、蜂群調整を行います。令和4年2月1日以降に受付された蜜蜂飼育届は、調整会議以降に蜂群調整を行うこととなりますのでご留意願います。

なお、蜂群調整済となった届出については、県から蜜蜂飼育計画確認書を送付します。

また、届出内容は蜂群の配置調整、防疫対策、農薬被害の未然防止等の目的で、関係機関等に情報提供することがありますので、予め御了承願います。

山形県農林水産部畜産振興課
養蜂振興担当 高橋・小松
tel:023-630-2435